

介護保険料・後期高齢者医療保険料・国民健康保険税 納付方法と通知書発送のお知らせ

○納付方法

特別徴収	年金の定期払いから天引きされます。特別徴収開始通知書を9月中旬頃に送付します。
普通徴収	納付書または口座振替による納付です。通知書を7月中旬頃に送付します。(年度途中で資格取得した方など特別徴収の要件に該当しない方)

※普通徴収から特別徴収に変わる場合は10月から切り替わります。

前年度と納付方法が異なる場合もありますので、必ず通知書をご確認ください。



◆介護保険料

65歳以上の方は介護保険料を町に納めます。住民税の課税状況などにより、保険料が決まります。

特別徴収になる方：

対象の年金の年間受給額が18万円以上の方(公的年金収入総額と異なる場合もあります)
※納め方(特別徴収か普通徴収)を個人で選ぶことはできません。

◆後期高齢者医療保険料

75歳(一部65歳)以上の方が加入する制度で、保険料は本人が負担します。

特別徴収になる方：

介護保険料が特別徴収されていて、介護保険料と後期高齢者医療保険料を合算した額が年金受給額の2分の1を超えない方

◆国民健康保険税

自営業や会社を辞めた方などが加入します。納税義務者は世帯主です。世帯主が国民健康保険に加入していなくても、納税通知書は世帯主に届きます。

特別徴収になる方：

次のすべてにあてはまる方

- ・世帯主が国民健康保険に加入している
- ・世帯内の国民健康保険加入者が全員65歳以上75歳未満
- ・介護保険料が特別徴収されていて、介護保険料と国民健康保険税を合算した額が年金受給額の2分の1を超えない

※世帯主が年度途中で75歳になる場合は普通徴収になります。

新型コロナウイルス感染症に係る保険料(税)の減免について

世帯主(介護保険にあっては世帯の主たる生計維持者)が次の要件に当てはまる場合、介護保険料、後期高齢者医療保険料及び国民健康保険税の全額または一部が免除されます。ただし、免除を受けるには申請が必要です。

- ・新型コロナウイルス感染症に感染し、死亡又は重篤な傷病を負った場合
- ・新型コロナウイルス感染症の影響により、次の要件を全て満たす場合
 - (1)事業収入等の減少額が前年の当該事業収入等の額の10分の3以上であること。
 - (2)減少することが見込まれる事業収入等に係る所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下であること。
 - (3)前年の所得の合計額が1,000万円以下であること。(※後期高齢者医療保険料、国民健康保険税のみ)
- ・新型コロナウイルス感染症の影響により、事業等が廃止または失業した場合

▼問い合わせ先＝税務課 住民税係 ☎569122

介護保険料の変更について

介護保険料が下記のとおり変更となります。

所得段階	対象者	保険料年額	
		令和2年度	令和3年度
第1段階	生活保護受給者及び世帯全員が住民税非課税世帯の老齢福祉年金受給者。世帯全員が住民税非課税で、本人の前年の合計所得金額と前年の課税年金収入額の合計が80万円以下の方	22,500円	21,900円
第2段階	世帯全員が住民税非課税で、本人の前年の合計所得金額と前年の課税年金収入額の合計が80万円を超えて120万円以下の方	33,700円	32,800円
第3段階	世帯全員が住民税非課税で、本人の前年の合計所得金額と前年の課税年金収入額の合計が120万円を超える方	52,500円	51,100円
第4段階	世帯の誰かに住民税が課税されているが、本人は住民税非課税で、本人の前年の合計所得金額と前年の課税年金収入額の合計が80万円以下の方	67,500円	65,700円
第5段階	世帯の誰かに住民税が課税されているが、本人は住民税非課税で、本人の前年の合計所得金額と前年の課税年金収入額の合計が80万円を超える方	75,000円	73,000円
第6段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が120万円未満の方	90,000円	87,600円
第7段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満の方(令和2年度は120万円以上200万円未満の方)	97,500円	94,900円
第8段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の方(令和2年度は200万円以上300万円未満の方)	112,500円	109,400円
第9段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が320万円以上400万円未満の方(令和2年度は300万円以上400万円未満の方)	120,000円	116,700円
第10段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が400万円以上500万円未満の方	135,000円	131,300円
第11段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が500万円以上600万円未満の方	150,000円	145,900円
第12段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が600万円以上700万円未満の方	157,500円	153,200円
第13段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が700万円以上800万円未満の方	165,000円	160,500円
第14段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が800万円以上900万円未満の方	172,500円	167,800円
第15段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が900万円以上の方	180,000円	175,100円

▼問い合わせ先＝税務課 住民税係 ☎669122

新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、施設の臨時休館又は、イベントを中止することがありますのでご理解願います。